

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公表番号】特表2018-510914(P2018-510914A)

【公表日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-015

【出願番号】特願2018-503718(P2018-503718)

【国際特許分類】

C 07 F 15/00 (2006.01)

【F I】

C 07 F 15/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月9日(2018.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

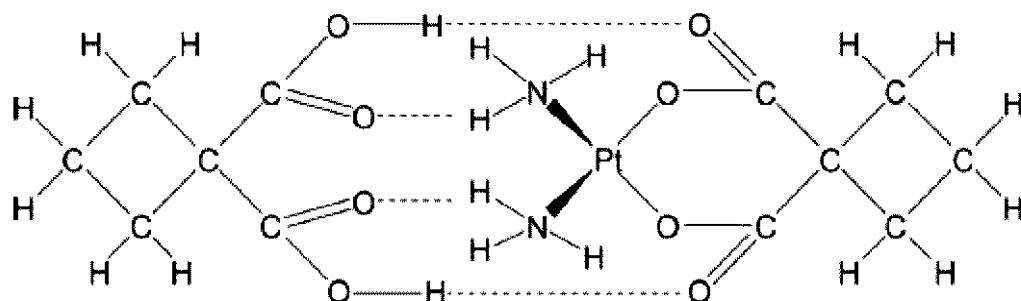
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の式(I)のジシクロプラチニンを製造するための方法であって、



(I)

前記方法が、カルボプラチニンを、対応する割合の1,1-シクロブタンジカルボン酸、及び溶媒と組み合わせて懸濁液を形成させ；懸濁液から形成された沈殿固体物を分離し；そして固体物を乾燥することを含み、

前記固体物が、存在するカルボプラチニンのXRDによって検出可能な量なしで式(I)のジシクロプラチニンを含み、

組み合わせ工程におけるカルボプラチニンと1,1-シクロブタンジカルボン酸のモル比が、約1:1.15～約1:50の範囲である、方法。

【請求項2】

分離工程の前に沈殿固体物を冷却することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

組み合わせ工程の後で分離工程の前に懸濁液を攪拌することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

固体物が、本質的にジシクロプラチニンからなる、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

固形物が、ジシクロプラチニからなる、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

溶媒が、水である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニと 1, 1 - シクロブタンジカルボン酸のモル比が、約 1 : 1.5 ~ 約 1 : 5.0 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 8】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニと 1, 1 - シクロブタンジカルボン酸のモル比が、約 1 : 1.15 ~ 1 : 2 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 9】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニのグラム重量と溶媒の m L 体積の割合が、約 1 : 2 ~ 約 1 : 5.0 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 10】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニのグラム重量と溶媒の m L 体積の割合が、約 1 : 3 ~ 約 1 : 5 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 11】

ジシクロプラチニが、実質的に図 2 に描かれるような X 線粉末回折パターンを有する、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 12】

組み合わせ工程の反応温度が、0 ~ 80 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 13】

組み合わせ工程の反応温度が、10 ~ 25 の範囲である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 14】

溶媒が、T H F, D C M、イソプロパノール、エタノール、E t O A c, D M F, 1, 4 - ジオキサン、アセトン、トルエン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、クロロホルム、2 - メトキシエタノール、M I B K, M T B E, 1, 2 - ジクロロエタン、及びそれらの混合物からなる群から選択される有機溶媒である、請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 15】

溶媒が、水と、T H F, D C M、イソプロパノール、エタノール、E t O A c, D M F, 1, 4 - ジオキサン、アセトン、及びそれらの混合物からなる群から選択された有機溶媒の混合物である、請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 16】

組み合わせ工程の反応温度が、0 ~ 80 の範囲である、請求項 1 1 に記載の方法。

【請求項 17】

組み合わせ工程の反応温度が、20 ~ 35 の範囲である、請求項 1 1 に記載の方法。

【請求項 18】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニと 1, 1 - シクロブタンジカルボン酸のモル比が、1 : 3 ~ 約 1 : 5.0 の範囲である、請求項 1 1 又は 1 2 に記載の方法。

【請求項 19】

組み合わせ工程におけるカルボプラチニと 1, 1 - シクロブタンジカルボン酸のモル比が、1 : 5 ~ 1 : 1.0 の範囲である、請求項 1 1 又は 1 2 に記載の方法。